

# 第11回 定時株主総会 招集ご通知

**KH NeoChem**

証券コード 4189

日時

**2021年3月23日（火曜日）**  
**午前10時**（受付開始：午前9時）

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
**COREDO室町1（コレド室町1）**  
**日本橋三井ホール（受付：4階）**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）  
※本年より会場が変更になりましたのでご注意ください。

決議  
事項

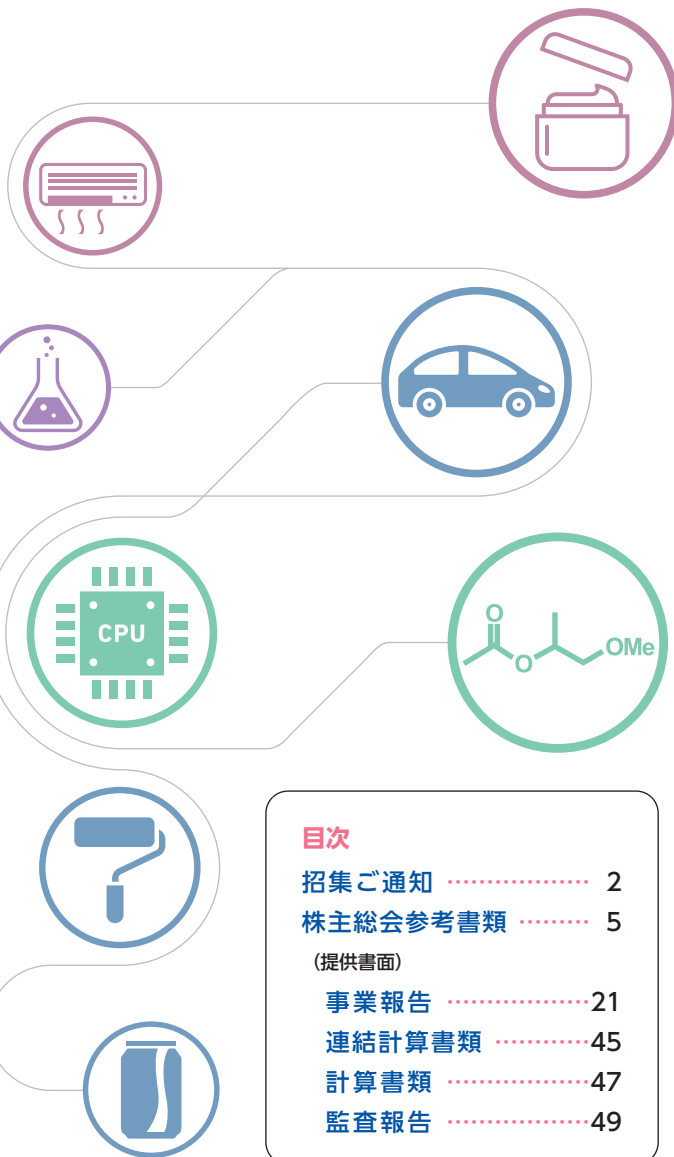
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型  
株式報酬制度継続の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本定時株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

（当社ウェブサイト <http://www.khneochem.co.jp/>）

**KHネオケム株式会社**



## 目次

招集ご通知 ..... 2

株主総会参考書類 ..... 5

（提供書面）

事業報告 ..... 21

連結計算書類 ..... 45

計算書類 ..... 47

監査報告 ..... 49

## 株 主 の 皆 様 へ

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになった方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々、そのご家族や関係者の方々におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

また、株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第11回定時株主総会を2021年3月23日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今後もより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長  
**高橋 理夫**



## 企 業 理 念

**企業使命** 「化学の力」で、よりよい明日を実現する。

**経営姿勢** 確かな技術と豊かな発想で、夢を「かたち」にする。

**行動指針** 「新たな一歩」を踏み出して、さらなる高みに挑戦する。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号  
K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社  
代表取締役社長 高 橋 理 夫

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**なお、議決権行使につきましては、お手数ながら、後記の「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

|    |                    |                                                                                                                            |
|----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 日 時                | 2021年3月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）                                                                                            |
| 2. | 場 所                | 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号<br>COREDO室町1（コレド室町1） 日本橋三井ホール（受付：4階）<br>（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）<br>※本年より会場が変更になりましたのでご注意ください。 |
| 3. | 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第11期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第11期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件     |
|    | 決 議 事 項            | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 取締役8名選任の件<br>第3号議案 補欠監査役1名選任の件<br>第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度継続の件                                      |

以 上

<インターネットによる開示について>

次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- ・連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査を実施した対象の一部であります。また、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <http://www.khneochem.co.jp/>）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご返送ください。

**行使期限** 2021年3月22日（月曜日）午後5時40分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使ください。

**行使期限** 2021年3月22日（月曜日）午後5時40分行使分まで

### <議決権電子行使プラットフォームのご利用について>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年3月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
COREDO室町1（コレド室町1） 日本橋三井ホール（受付：4階）  
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）  
※本年より会場が変更になりましたのでご注意ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本定時株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・会場受付において株主様の体温測定をさせていただきます。発熱や体調不良と見受けられる方は会場へのご入場をお控えいただく場合がございますのでご了承ください。
- ・ご入場の際はマスクを着用の上、アルコールによる手指消毒にご協力ください。
- ・本定時株主総会の会場における株主様用の座席は、株主様同士の距離を充分に取ってご着席いただけるよう、実質座席数を大幅に削減して会場設計をいたしております。そのため、当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

### <代理人による議決権行使>

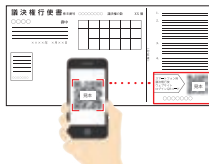
当社の議決権を有する他の株主1名様を代理人として本定時株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力する方法

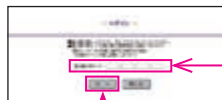
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

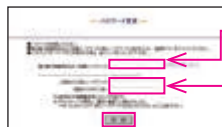
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい  
パスワードを設定してくだ  
さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネット ヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

## インターネットによる議決権行使の際のご注意

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、初回ログインの際に「パスワード」を変更いただきますのでご了承ください。
- ② パスワードを一定回数以上間違えるとロックされて使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- ④ インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- ⑤ 「パスワード」（株主様が変更されたものも含みます）は本定時株主総会のみ有効です。
- ⑥ インターネットによる議決権行使は、2021年3月22日（月曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- ⑦ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご使用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- ⑧ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

## 株主総会参考書類

### 第 1 号議案

### 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきまして、今後の成長分野への投資と内部留保とのバランスを勘案しつつ、継続的かつ安定的な配当に努めることを基本方針としております。

第11期（当期）の期末配当につきましては、上記方針のもと、当期の連結業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、1株につき30円とさせていただきたく存じます。これにより中間配当金（1株につき30円）と合わせた年間の配当金は、1株につき60円となります。

#### 期末配当に関する事項

|   |                                 |                                      |
|---|---------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 配 当 財 産 の 種 類                   | 金 銭                                  |
| 2 | 配当財産の割当てに関する<br>事 項 及 び そ の 総 額 | 当社普通株式1株につき 30円<br>総額 1,114,470,630円 |
| 3 | 剰余金の配当が効力を生じる日                  | 2021年3月24日                           |

## 第2号議案

# 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における議論を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                | 再 任                   | 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                               | 取締役会<br>出席状況<br>( 当 期 ) |
|------------|--------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1          | たかはし みちお<br>高橋 理夫  | 再 任                   | 代表取締役社長 社長執行役員                                                                           | 16回／16回<br>(100%)       |
| 2          | まつおか としひろ<br>松岡 俊博 | 再 任                   | 取締役 常務執行役員<br>生産技術本部長                                                                    | 16回／16回<br>(100%)       |
| 3          | にい や たつろう<br>新谷 竜郎 | 再 任                   | 取締役 常務執行役員<br>事業本部長                                                                      | 16回／16回<br>(100%)       |
| 4          | はまもと まさや<br>濱本 真矢  | 再 任                   | 取締役 常務執行役員<br>コーポレート担当（経理・リスク管理）                                                         | 13回／13回<br>(100%)       |
| 5          | いそがい ゆきひろ<br>磯貝 幸宏 | 再 任                   | 取締役 執行役員<br>研究開発本部長 兼 イノベーション戦略室長                                                        | 16回／16回<br>(100%)       |
| 6          | みやいり さよこ<br>宮入 小夜子 | 再 任<br>社 外<br>独 立 役 員 | 社外取締役（独立役員）<br>開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授<br>株式会社スコラ・コンサルティング パートナー<br>東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 | 16回／16回<br>(100%)       |
| 7          | つちや じゅん<br>土屋 淳    | 再 任<br>社 外<br>独 立 役 員 | 社外取締役（独立役員）<br>株式会社土屋インターナショナルコンサルティング<br>代表取締役社長<br>綜研化学株式会社 社外取締役                      | 13回／13回<br>(100%)       |
| 8          | きくち ゆうじ<br>菊池 祐司   | 再 任<br>社 外<br>独 立 役 員 | 社外取締役（独立役員）<br>東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士<br>NECネットエスアイ株式会社 社外監査役                               | 13回／13回<br>(100%)       |

（注）取締役会の出席状況につきましては、濱本真矢氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏は、2020年3月26日開催の第10回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

1

再任

たかはし みちお

**高橋 理夫** (1965年2月15日生)

### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 協和醗酵工業株式会社 入社  
2011年 7月 協和発酵ケミカル株式会社 (現 当社) 基礎化学品事業部長  
2013年 3月 当社 取締役・執行役員  
2016年 3月 当社 常務取締役・執行役員  
2017年 3月 当社 取締役副社長・執行役員  
2019年 3月 当社 代表取締役社長・執行役員  
2020年 3月 当社 代表取締役社長・社長執行役員 (現任)



### 取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、VISION 2030の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しております。当社グループ経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

### 所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

**6,937株** (2,837株)

### 当期に開催の取締役会出席率

**16回／16回 (100%)**

候補者番号

2

再任

まつおか としひろ

**松岡 俊博** (1962年5月9日生)

### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 協和醗酵工業株式会社 入社  
2008年 4月 協和発酵ケミカル株式会社 (現 当社) 生産管理部長  
2011年 6月 当社 四日市工場長  
2013年 4月 当社 執行役員  
2014年 3月 当社 取締役・執行役員  
2018年 3月 当社 常務取締役・執行役員  
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員 (現任)

#### <現在の担当>

生産技術本部長

### 取締役候補者とした理由

生産技術、品質管理及び化学製品の製造に関し、豊富な経験・実績・見識を有しており、生産技術本部長の職に従事するなど、安定・安全操業と生産技術基盤の向上に大いに貢献しております。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



### 所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

**4,165株** (1,765株)

### 当期に開催の取締役会出席率

**16回／16回 (100%)**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

に い や たつろう

新谷 竜郎 (1964年6月1日生)

### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1988年 4月 協和醸酵工業株式会社 入社  
2013年 7月 当社 事業本部化学品営業部長  
2016年 1月 当社 執行役員  
2017年 3月 当社 取締役・執行役員  
2019年 3月 当社 常務取締役・執行役員  
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員（現任）

#### <現在の担当>

事業本部長

### 取締役候補者とした理由

営業・マーケティング分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、事業本部長の職に従事するなど、収益拡大と事業基盤の強化に大いに貢献しております。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



### 所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

3,745株 (1,545株)

### 当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

候補者番号

4

再任

はまもと ま さ や

**濱本 真矢** (1960年6月20日生)

## 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行  
2011年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）  
大阪営業第一部長  
2014年 4月 株式会社みずほ銀行 執行役員 営業第五部長（2015年3月 退任）  
2015年 4月 興銀リース株式会社（現 みずほリース株式会社） 執行役員  
2015年 6月 同社 取締役 兼 執行役員 経営企画部長  
2016年 4月 同社 常務取締役 兼 常務執行役員 経営企画部長  
（2019年5月 退任）  
2019年 6月 当社 入社  
2019年 9月 当社 上席執行役員  
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員（現任）

### <現在の担当>

コーポレート担当（経理・リスク管理）

## 取締役候補者とした理由

財務・会計分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、経理・リスク管理担当として、経営の効率化と透明性の向上に大いに貢献しております。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



### 所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

**700株** (0株)

### 当期に開催の取締役会出席率

**13回／13回 (100%)**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

再任

いそがい ゆきひろ

磯貝 幸宏 (1963年10月11日生)

## 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 東亜紡織株式会社 入社  
2000年 8月 株式会社ワイ・アイ・シー 入社  
2001年10月 協和醗酵工業株式会社 入社  
2016年 1月 当社 研究開発本部 四日市研究所長  
2017年12月 当社 研究開発本部長（現任） 兼 研究開発本部 四日市研究所長  
2018年 1月 当社 執行役員  
2019年 3月 当社 取締役・執行役員（現任）

### <現在の担当>

研究開発本部長 兼 イノベーション戦略室長

## 取締役候補者とした理由

研究開発分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、研究開発本部長及びイノベーション戦略室長の職に従事し、KH i-Labを立ち上げ、他社や大学等と共同研究を開始するなどオープンイノベーションを推進しております。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



### 所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

2,445株 (645株)

### 当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

|                   |    |                                          |         |
|-------------------|----|------------------------------------------|---------|
| 候補者番号<br><b>6</b> | 再任 | みやいり さよこ<br><b>宮入 小夜子</b> (1956年11月12日生) | 社 外     |
|                   |    |                                          | 独 立 役 員 |

## 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社日立製作所 入社  
1982年 7月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ アジア総本部 入社  
1986年 3月 株式会社パソナ 入社、株式会社エデュコンサルタント  
(現 株式会社スコラ・コンサルタント) 出向・転籍  
2000年 4月 株式会社スコラ・コンサルタント パートナー (現任)  
2000年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 助教授  
2005年 1月 株式会社スコラ・コンサルタント 取締役  
2008年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 教授 (現任)  
2019年 3月 当社 社外取締役 (現任)  
2020年 8月 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 (現任)

### <重要な兼職の状況>

開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授  
株式会社スコラ・コンサルタント パートナー  
東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コンサルタント会社における実務経験・経営経験及び大学教授としての経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、特に人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し意見・提言を行っております。今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



所有する当社の株式数

**1,700株**

当期に開催の取締役会出席率

**16回／16回 (100%)**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

|                   |    |                                      |   |     |
|-------------------|----|--------------------------------------|---|-----|
| 候補者番号<br><b>7</b> | 再任 | つちやじゅん<br><b>土屋 淳</b> (1952年10月23日生) | 社 | 外   |
|                   |    |                                      | 独 | 立役員 |

## 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年 4月 米国 アルゴンヌ国立研究所 入所  
1983年 5月 米国 ローレンスバークレー国立研究所 入所  
1984年 2月 三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社） 入社  
1999年 1月 同社 米国子会社 Verbatim Corporation, President 出向  
2001年 4月 三菱化成株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）  
経営企画室 部長（2002年 1月 退職）  
2002年 2月 株式会社ローム・アンド・ハースジャパン  
（現 ダウ・ケミカル日本株式会社） 取締役（2006年12月 退任）  
2007年 1月 ヘレウス株式会社 代表取締役社長（2018年 9月 退任）  
2018年10月 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング  
代表取締役社長（現任）  
2019年 6月 綜研化学株式会社 社外取締役（現任）  
2020年 3月 当社 社外取締役（現任）

### <重要な兼職の状況>

株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長  
綜研化学株式会社 社外取締役



所有する当社の株式数

**100株**

当期に開催の取締役会出席率

**13回／13回（100％）**

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルな企業で培われた経営ノウハウと化学分野に関する高度な技術的知見を有しており、社外取締役として、電子材料分野を中心に当社のビジネス全般に関し意見・提言を行っております。今後も、経営者としての豊富な経験と高度な技術的知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

|       |    |                     |   |     |
|-------|----|---------------------|---|-----|
| 候補者番号 |    | きくちゆうじ              | 社 | 外   |
| 8     | 再任 | 菊池 祐司 (1964年2月15日生) | 独 | 立役員 |

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録  
坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所） 入所  
2002年 4月 東京八丁堀法律事務所 パートナー  
2003年 3月 証券取引等監視委員会（事務局総務検査課） 勤務  
2005年 3月 東京八丁堀法律事務所復帰 パートナー（現任）  
2010年 6月 イヌイ倉庫株式会社（現 乾汽船株式会社） 社外監査役  
2014年 6月 N E C ネットズエスアイ株式会社 社外監査役（現任）  
2020年 3月 当社 社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士  
N E C ネットズエスアイ株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、特に会社法、コーポレート・ガバナンスをはじめとした豊富な専門知識を有しており、社外取締役として、ガバナンス強化に資する経営への意見・提言を行っております。社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、今後も、専門知識に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



所有する当社の株式数

100株

当期に開催の取締役会出席率

13回／13回（100％）

- （注）1. 各候補者（社外取締役候補者を除く。）が所有する当社の株式数には、業績連動型株式報酬制度に基づき退任後に交付される予定の株式の数（業績連動型株式報酬制度において付与済みのポイントに相当する株式数）を含めて表示しています。当社の取締役の報酬制度の概要は、事業報告35ページから38ページをご参照ください。
2. 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。
3. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 宮入小夜子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。土屋淳氏及び菊池祐司氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社と宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。各氏が選任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。
7. 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、各氏を同様に独立役員として指定し、届け出る予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、2017年3月24日開催の第7回定時株主総会における現補欠監査役（1名）の選任に係る決議の効力が終了します。つきましては、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

|                                                                       |         |  |
|-----------------------------------------------------------------------|---------|--|
| <div><div>いむら じゅんこ</div><div>井村 順子</div><div>(1960年5月7日生)</div></div> | 社 外     |  |
|                                                                       | 独 立 役 員 |  |

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年 4月 宇宙開発事業団（現 宇宙航空研究開発機構） 入社（1988年5月 退社）

1990年10月 朝日親和会計社（現 ） 入社

1993年 5月 太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入社

1994年 8月 公認会計士登録有限責任あずさ監査法人

2005年 5月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） パートナー就任

2011年 6月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） シニアパートナー就任（2018年6月 退任）

2015年 9月 多摩大学大学院 客員教授（現任）

2018年 7月 井村公認会計士事務所 設立（現任）

2019年 6月 株式会社商船三井 社外監査役（現任）

2019年12月 長谷川香料株式会社 社外監査役（現任）

2020年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

<重要な兼職の状況>

多摩大学大学院 客員教授

井村公認会計士事務所 公認会計士

株式会社商船三井 社外監査役

長谷川香料株式会社 社外監査役

三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役（監査等委員）

補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士として、長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、上場会社をはじめ多数の会社の監査を担当するなど、実績も豊富であり、当社の経営への助言や業務執行に対する客観的かつ公正な監査を行っていただけるものと判断し、補欠社外監査役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

0株

- (注) 1. 井村順子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井村順子氏は、補欠の社外監査役候補者であり、当社は、本議案が承認可決され、同氏が監査役に就任した場合、同氏を独立役員として指定し、届け出る予定です。
3. 本議案が承認可決され、井村順子氏が監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、井村順子氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を更新する予定です。
5. 井村順子氏は、法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本補欠監査役選任の効力は、当社定款の定めにより、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度継続の件

### 1. 提案の理由

当社は、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、以降も3事業年度を単位として継続していくことにつきご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）現在に至っておりますが、2021年3月1日付で改正会社法が施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬制度について、金銭報酬としての上限額に加え、新たに1事業年度当たりの付与ポイント数（株式数）の上限等を株主総会において決議することが求められることとなりました。そのため、本制度の内容を原決議から変更するものではありませんが、本制度の継続につき改めてご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議と同様、2011年3月31日開催の臨時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額200百万円以内。ただし、社外取締役分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及びその内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記3.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、2021年12月末日で終了する事業年度以降については、当社は、取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員も本制度の対象といたします。

### 2. 業績連動型株式報酬制度の継続を相当とする理由

本議案の内容は、実質的に原決議の内容と同一であり、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。また、当社は2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告37ページに記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。従って、本議案の内容は相当であるものと考えております。

### 3. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）

### (3) 信託期間及び金額

当社は、2018年12月末日で終了した事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本議案は本制度を継続するものです。当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、79百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式31,500株を取得しております。

当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間にそれぞれ110百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、当該追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本定時株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。当該上限は、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、当社は、各対象期間中、拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができ、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

### (4) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

### (5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、35,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

従って、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数は35,000株（ただし、上記の調整が行われることがあります。）であり、その発行済株式総数（2020年12月31日現在。自己株式控除後。）に対する割合は約0.1%です。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (6) 当社株式等の給付

取締役が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、同規程に定める受益者確定手続を行うことにより、原則として「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

#### (7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。これにより、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

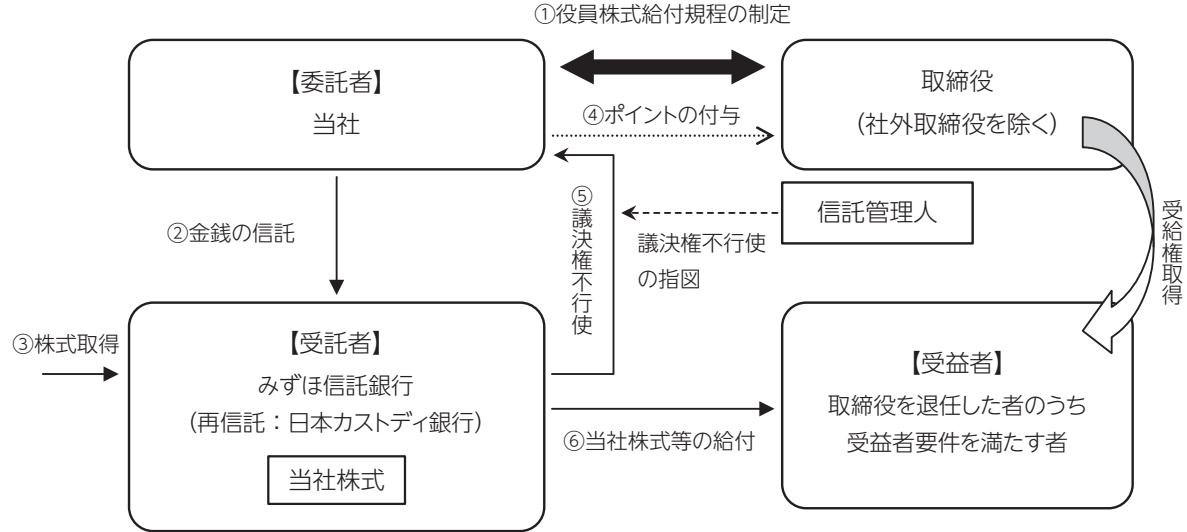
#### (9) 信託終了時の取扱い

本信託の信託期間について、特定の終了日は定めず、本信託は、本制度が継続する限り継続し、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により按分給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

(注) 2021年12月末日で終了する事業年度以降については、当社は、取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員（以下、単に「執行役員」といいます。）も本制度の対象といたします。従って、上記（3）に記載の「当社が本信託に拠出する金額」及び（4）に記載の「当社が取得する株式」は、実際には、執行役員分の金額及び株式が加算されます。また、上記（8）に記載の「本信託が終了する場合における本信託内に残存する配当金等」の取扱いにつきましても、その時点で在任する執行役員も対象に含めて行われることとなります。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

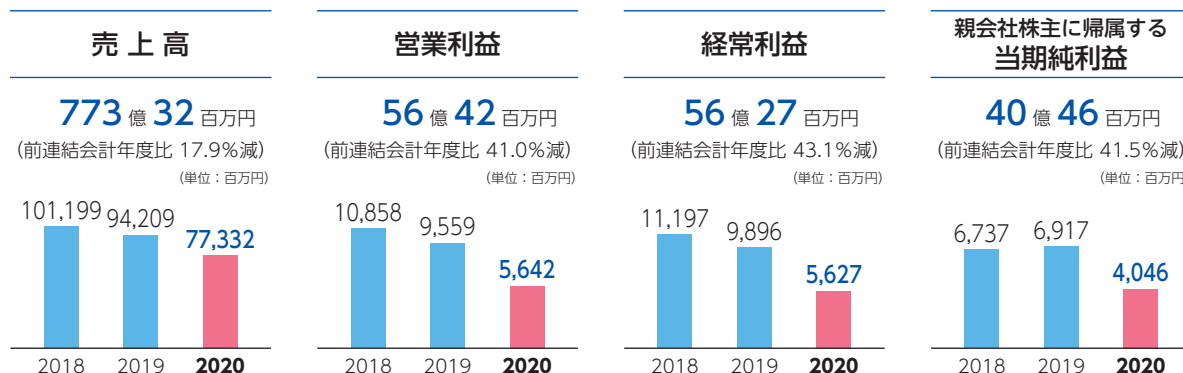
#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を背景に、輸出や鉱工業生産が減少したほか、企業の設備投資を先送りする動きや個人の消費行動を自粛する動きなどが見られ悪化しました。また、石油製品需要の減少懸念等に伴うOPECプラスの協調減産協議が決裂したことも重なり原油価格が大幅に下落したほか、自動車等の生産・販売が減少するなど、極めて厳しい状況となりました。5月以降、国内の経済活動の再開が進められ、中国向け輸出や自動車を中心とする鉱工業生産、所得支援等の政策に後押しされた個人消費が持ち直したほか、年末には同感染症予防に有望なワクチンが一部の国々で実用化され世界経済の本格的な回復が期待されるようになったものの、感染の拡大が収まらない状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、同感染症予防のため、当社において対策本部を設置し、行動ガイドラインを策定するなど徹底した感染対策を行うことにより従業員の感染を防ぎ、工場をはじめとする各拠点の事業活動を支障なく継続してまいりました。加えて、市場動向が不透明ななか、需要見通しの把握と分析に注力したほか、原料調達について供給元との連携を強化することで需要に見合った生産と適正在庫の確保を図るとともに、原油やナフサの価格変動、製品の需給バランスに応じた適切な価格政策、さらには、経費を費用対効果の観点からゼロベースで見直し、削減・抑制することにより、利益確保に努めました。

また、第3次中期経営計画の基本戦略に基づいた取組みとして、冷凍機油原料や次世代半導体向け材料の新設備を稼働させたほか、最新技術を活用したプラント制御システムの導入継続、2019年に設置したオープンイノベーション拠点であるKH i-Lab（ケイエイチ アイラボ）における新ビジネス創出に向けた取組み、人事制度改革における管理職層の成果責任の明確化等の諸施策を着実に推し進めました。その他、独立社外取締役の増員や新たに当社グループ全体の行動原則として「コンプライアンス・コード」を策定するなどガバナンスの強化に努めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、同感染症の拡大の影響により国内外の需要が低迷したため、前連結会計年度に比べ販売数量が大幅に減少するなか、販売価格についても原油・ナフサ価格の急落や需要の低迷に伴い弱含みで推移しました。テレワーク関連需要が底堅く推移したことにより電子材料は販売数量・利益ともに堅調だったものの、機能性材料における需要が大きく低迷したことなどにより厳しい状況が続きました。加えて、大規模定期修繕に伴う修繕費等の製造固定費が増加したことなどにより、売上高773億32百万円（前連結会計年度比17.9%減）、営業利益56億42百万円（同41.0%減）、経常利益56億27百万円（同43.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益40億46百万円（同41.5%減）と減収減益となりました。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資につきましては、四日市工場における冷凍機油原料生産設備の増設を中心に実施し、総額は57億81百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

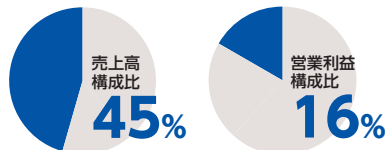
当社グループは、金融機関からの借入及び普通社債の発行により資金調達を行っております。

注. この事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 事業分野別の状況

当社グループは、主として石油化学製品の開発・製造・販売を行っておりますが、化学品事業の単一セグメントであるためセグメントごとの記載をしておりません。なお、事業の内容の概要と主要製品名においては、2020年12月31日現在の状況であります。

### 基礎化学品

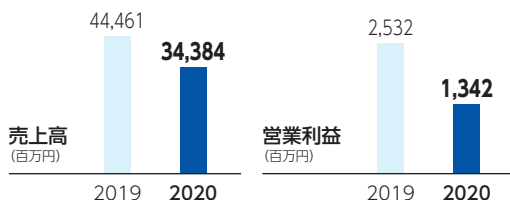


#### 事業の内容の概要

当社の基盤となる技術を用いて製造する製品であり、自動車・電機・住宅等の産業分野の塗料・インキ・可塑剤等、様々な用途向けに販売しております。

#### 主要製品名

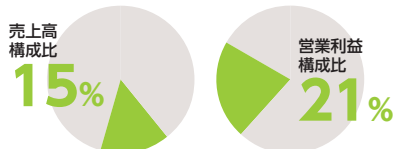
- ブタノール
- オクタノール
- イソノニルアルコール
- 酢酸ブチル



#### 業績POINT

第2四半期において新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、幅広い分野で国内需要が減退して、厳しい状況で推移しました。また、第3四半期以降、自動車関連を中心に緩やかに需要が回復しましたが、販売数量、売上高、利益ともに前連結会計年度を下回り、売上高343億84百万円（前連結会計年度比22.7%減）、営業利益13億42百万円（同47.0%減）となりました。

### 電子材料

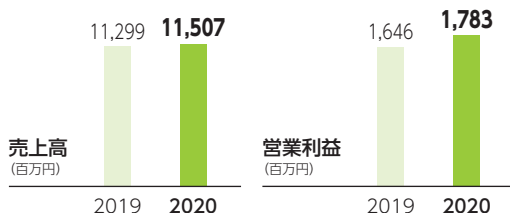


#### 事業の内容の概要

当社の高純度化技術、品質管理技術を融合し、半導体や液晶基板の製造工程に使用される高純度溶剤等を販売しております。

#### 主要製品名

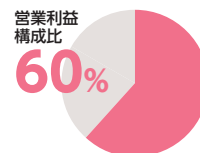
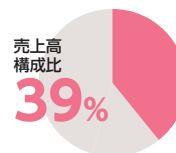
- PM-P
- PMA-P



#### 業績POINT

国内外のテレワーク拡大や5Gへの移行進展等を背景とした半導体・ディスプレイ向け需要が堅調に推移するなか、高純度溶剤の売上が前連結会計年度を上回ったことなどにより販売数量、売上高、利益ともに前連結会計年度を上回り、売上高115億7百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益17億83百万円（同8.3%増）となりました。

# 機能的な材料

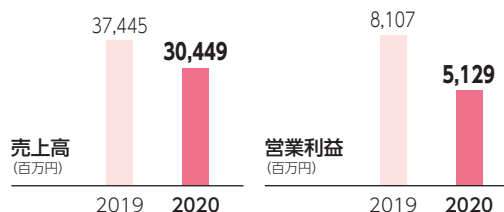


## 事業の内容の概要

基礎化学品分野で培った合成技術により開発された事業分野であり、エアコン・冷蔵庫等の冷凍機油原料、化粧品原料等を販売しております。

## 主要製品名

- イソノナン酸
- オクチル酸
- トリデカノール
- 1,3-ブチレングリコール
- ダイアセトンアクリルアミド



## 業績POINT

新型コロナウイルス感染症の拡大によりエアコン用冷凍機油原料の需要が第2四半期に大きく落ち込み、サプライチェーンにおける在庫調整の影響等により第3四半期まで低迷が続きました。また、外出自粛による化粧品販売の減少に伴い、化粧品原料の需要が低調に推移したことなどにより、販売数量、売上高、利益ともに前連結会計年度を下回り、売上高304億49百万円（前連結会計年度比18.7%減）、営業利益51億29百万円（同36.7%減）となりました。

## その他

### 業績POINT

その他は、売上高9億90百万円（前連結会計年度比1.2%減）、営業利益2億16百万円（同31.5%減）となりました。

（注）事業分野別の状況における「営業利益」の算出に当たっては、全社に共通する管理費用等を配分しておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 8 期<br>(2017年12月期) | 第 9 期<br>(2018年12月期) | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(当連結会計年度<br>(2020年12月期)) |
|----------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                            | 94,661               | 101,199              | 94,209                | 77,332                             |
| 経 常 利 益 (百万円)                          | 11,906               | 11,197               | 9,896                 | 5,627                              |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 8,167                | 6,737                | 6,917                 | 4,046                              |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)                | 222.12               | 182.77               | 187.09                | 109.12                             |
| 総 資 産 (百万円)                            | 95,247               | 94,035               | 102,261               | 95,508                             |
| 純 資 産 (百万円)                            | 34,512               | 38,304               | 43,522                | 45,884                             |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第10期(2019年12月期)の期首から適用しており、第9期(2018年12月期)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金   | 当社の議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容        |
|---------------------------|---------|--------------|----------------------|
| 黒 金 化 成 株 式 会 社           | 90百万円   | 70.6%        | 有機合成中間体の製造及び受託製造、販売  |
| 株 式 会 社 黒 金 フ ァ イ ン ズ     | 10百万円   | 65.0%(55.0%) | 健康食品原料、医薬原料、工業薬品等の販売 |
| KH Neochem Americas, Inc. | 870千米ドル | 100.0%       | 化学品の輸出入及び販売          |

(注) 1. 株式会社黒金ファインズにおける当社の議決権比率の( )内の数値は、間接所有割合で内数です。

2. 当社の議決権比率については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等の影響により、今後も景気の先行きは総じて不透明な状況が続くことが想定されます。現在、2021年を最終年とする3カ年の中期経営計画を推進しておりますが、本計画策定時に想定していた事業環境とは全く異なる状況へと変化する中、2021年においては、VISION 2030で掲げた、地球温暖化抑制・豊かな暮らしに貢献するスペシャリティケミカル素材の提供や戦略ドメイン（環境・ヘルスケア・エレクトロニクス）での事業拡大といった中長期的な方向性を堅持しつつも、具体的な施策については、臨機応変に対応してまいります。また、地球温暖化防止の世界的な潮流を捉え、温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを強化するなど、ESG（環境・社会・ガバナンス）をより意識した経営を進めてまいります。

##### <2021年の取組み>

2020年上期に順調に稼働を開始した環境配慮型エアコン向け冷凍機油原料の新設備を活用し、拡大する需要を着実に取り込むとともに、同年下期にグループ会社の黒金化成株式会社で本格稼働した次世代半導体向け材料の新設備を活かし、顧客の技術要求水準の高まりに対して確実に対応することで、収益拡大を図ってまいります。併せて、適切な販売価格の見直しなどによる採算管理についても徹底・強化してまいります。また、ビジネス基盤をより強固なものとしていくため、設備トラブル防止に向けた戦略的保全を着実に実行するとともに、積極的に導入しているプラント制御システムについては、生産性向上とコスト削減のより高い効果が期待される設備への優先的な導入を進めてまいります。機能性材料事業の拡大に向けた投資については、需要予測を再精査し、投資のタイミングをしっかりと見極めるなど、慎重かつ適切な判断を行ってまいります。加えて、オープンイノベーション拠点であるKH i-Labでは、外部の企業や大学と共同実験を行うための「オープンラボ」を新たに設け、新事業の早期創出に向けた具体的な検討を進めてまいります。

また、ステークホルダーの皆様からの一層の信頼獲得に向けた取組みの一環として、統合報告書の作成を進め、財務情報だけでなく、ESG、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえた非財務情報の開示についても充実させてまいります。さらに、2020年に制定した「コンプライアンス・コード」の下、ガバナンスの強化を推進することで、健全かつ透明性の高いグループ経営を実践し、企業価値の最大化を図ってまいります。

以上の取組みを確実に遂行するとともに、中長期的かつ多様な視点から当社グループを取り巻く経営環境や社会課題を捉え、2022年から始まる新たな中期経営計画の策定を進めてまいります。具体的には、地球環境に配慮した製品の拡大を含む成長戦略やデジタル技術の活用、人材・エンゲージメント等の経営課題をテーマに議論を進めることで、持続的な企業成長への道筋をつけてまいります。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

当社では新型コロナウイルス対策本部を設置し、同感染症に関する情報収集を行い、当社の「行動ガイドライン」を制定するなどの各種対策を立案・実施することで、同感染症の感染防止に努めております。引き続き感染防止対策の徹底を図るとともに、当社グループに与える同感染症の影響を注視し、リスクへの感度を高め、経営環境の変化に応じた事業運営を推進してまいります。

今後も当社グループは、地球環境問題などの社会課題の解決や、人々の豊かな暮らしに貢献することで、VISION 2030で掲げた「世界で輝くスペシャリティケミカル企業」を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な営業所及び工場等（2020年12月31日現在）

① 当社

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 本 社         | 東京都中央区                               |
| 工 場         | 四日市工場（三重県四日市市）、千葉工場（千葉県市原市）          |
| 研 究 開 発 拠 点 | R&D総合センター（三重県四日市市）、KH i-Lab（神奈川県川崎市） |
| 支 店         | 大阪支店（大阪府大阪市）                         |

② 子会社

| 区 分 | 会 社 名                     | 本 店 所 在 地 |
|-----|---------------------------|-----------|
| 国 内 | 黒金化成株式会社                  | 愛知県名古屋市   |
|     | 株式会社黒金ファインズ               | 愛知県名古屋市   |
| 国 外 | KH Neochem Americas, Inc. | 米国イリノイ州   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(6) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

| 使用人数<br>(前連結会計年度末比増減) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------------|-------|--------|
| 829名 (21名増)           | 39.3歳 | 15.3年  |

- (注) 1. 当企業集団外への出向者を除き、当企業集団内への受入出向者を含めております。  
2. パート等の臨時従業員は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 5,225     |
| みずほ信託銀行株式会社  | 4,725     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,710     |
| 株式会社りそな銀行    | 2,210     |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 136,200,000株
- ② 発行済株式の総数 37,149,400株（自己株式379株を含む）

（注）当事業年度中のストックオプションの行使に伴い、発行済株式の総数は、120,000株増加しております。

- ③ 株主数 4,774名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                            | 持 株 数（株）  | 持 株 比 率（％） |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                               | 3,405,300 | 9.17       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                          | 3,370,400 | 9.07       |
| THE CHASE MANHATTAN BANK 385036                                                  | 2,019,964 | 5.44       |
| 東ソー株式会社                                                                          | 1,852,000 | 4.99       |
| TAIYO FUND, L.P.                                                                 | 1,515,300 | 4.08       |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103                                       | 1,093,980 | 2.94       |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口9）                                                              | 1,018,100 | 2.74       |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT | 967,800   | 2.61       |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227                                       | 947,500   | 2.55       |
| TAIYO HANEI FUND, L.P.                                                           | 870,900   | 2.34       |

- （注） 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しております。
2. 持株比率については、発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出し、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位          | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                   |
|-------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 高 橋 理 夫   |                                                                           |
| 取締役<br>常務執行役員     | 松 岡 俊 博   | 生産技術本部長                                                                   |
| 取締役<br>常務執行役員     | 新 谷 竜 郎   | 事業本部長                                                                     |
| 取締役<br>常務執行役員     | 濱 本 真 矢   | コーポレート担当（経理、リスク管理）                                                        |
| 取締役<br>執行役員       | 磯 貝 幸 宏   | 研究開発本部長 兼 イノベーション戦略室長                                                     |
| 社外取締役（独立役員）       | 宮 入 小 夜 子 | 開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授<br>株式会社スコラ・コンサルティング パートナー<br>東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 |
| 社外取締役（独立役員）       | 土 屋 淳     | 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長<br>綜研化学株式会社 社外取締役                         |
| 社外取締役（独立役員）       | 菊 池 祐 司   | 東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士<br>NECネットエスアイ株式会社 社外監査役                               |
| 常 勤 監 査 役         | 大 戸 徳 男   |                                                                           |
| 社外監査役（独立役員）       | 河 合 和 宏   | 株式会社きらばし銀行 社外監査役<br>日本経営システム株式会社 非常勤監査役                                   |
| 社外監査役（独立役員）       | 田 村 恵 子   | あさひ法律事務所 パートナー弁護士<br>オーデリック株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>農中信託銀行株式会社 社外監査役          |

(注) 1. 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。

2. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

3. 2020年3月26日開催の第10回定時株主総会における取締役及び監査役の異動は、以下のとおりです。

| 異 動 内 容 | 会 社 に お け る 地 位       | 氏 名     |
|---------|-----------------------|---------|
| 就 任     | 取 締 役                 | 濱 本 真 矢 |
| 就 任     | 社 外 取 締 役 ( 独 立 役 員 ) | 土 屋 淳   |
| 就 任     | 社 外 取 締 役 ( 独 立 役 員 ) | 菊 池 祐 司 |
| 就 任     | 社 外 監 査 役 ( 独 立 役 員 ) | 河 合 和 宏 |
| 就 任     | 社 外 監 査 役 ( 独 立 役 員 ) | 田 村 恵 子 |
| 退 任     | 常 務 取 締 役             | 平 井 謙 一 |
| 退 任     | 社 外 取 締 役 ( 独 立 役 員 ) | 藤 瀬 學   |
| 退 任     | 社 外 監 査 役 ( 独 立 役 員 ) | 稲 垣 敦 夫 |
| 退 任     | 社 外 監 査 役 ( 独 立 役 員 ) | 伊 藤 健 二 |

4. 当事業年度中の会社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、以下のとおりです。

| 氏 名     | 異 動 前                                             | 異 動 後                                                                     | 異 動 年 月 日  |
|---------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| 高 橋 理 夫 | 代表取締役社長 執行役員                                      | 代表取締役社長 社長執行役員                                                            | 2020年3月26日 |
| 松 岡 俊 博 | 常務取締役 執行役員 生産技術本部長                                | 取締役 常務執行役員 生産技術本部長                                                        | 2020年3月26日 |
| 新 谷 竜 郎 | 常務取締役 執行役員 事業本部長                                  | 取締役 常務執行役員 事業本部長                                                          | 2020年3月26日 |
| 濱 本 真 矢 | 上席執行役員<br>コーポレート担当                                | 取締役 常務執行役員<br>コーポレート担当 (経理、リスク管理)                                         | 2020年3月26日 |
| 宮 入 小夜子 | 開智国際大学 国際教養学部<br>国際教養学科 教授<br>株式会社スコラ・コンサルト パートナー | 開智国際大学 国際教養学部<br>国際教養学科 教授<br>株式会社スコラ・コンサルト パートナー<br>東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 | 2020年8月1日  |

5. 大戸徳男氏、河合和宏氏及び田村恵子氏は、以下のとおり、当社監査役としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ①大戸徳男氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- ②河合和宏氏は、金融機関等における長年の業務経験及び監査役の経験があります。
- ③田村恵子氏は、弁護士として、金融分野及び企業法務について豊富な専門知識を有しているほか、金融機関等における監査役等の経験があります。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役（3名）及び監査役（3名）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

7. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む。）とした役員等賠償責任保険を締結しております。

当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である各役員（子会社役員等を含む。）による負担はありません。填補の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

8. 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏、菊池祐司氏、河合和宏氏及び田村恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（ご参考）取締役及び監査役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

|             | 氏 名     | 企業経営 | 業界の知見 | 製 造<br>研究開発<br>イノベーション | 財務・会計 | 営 業<br>マーケティング | ガバナンス<br>コンプライアンス<br>リスク管理 | 人材開発<br>ダイバーシティ |
|-------------|---------|------|-------|------------------------|-------|----------------|----------------------------|-----------------|
| 取<br>締<br>役 | 高 橋 理 夫 | ●    | ●     |                        | ●     | ●              | ●                          |                 |
|             | 松 岡 俊 博 | ●    | ●     | ●                      |       |                |                            |                 |
|             | 新 谷 竜 郎 | ●    | ●     |                        |       | ●              |                            |                 |
|             | 瀧 本 真 矢 | ●    |       |                        | ●     |                | ●                          |                 |
|             | 磯 貝 幸 宏 | ●    | ●     | ●                      |       |                |                            |                 |
|             | 宮入 小夜子  | ●    |       |                        |       |                |                            | ●               |
|             | 土 屋 淳   | ●    | ●     | ●                      |       | ●              |                            |                 |
|             | 菊 池 祐 司 |      |       |                        |       |                | ●                          |                 |
| 監<br>査<br>役 | 大 戸 徳 男 |      |       |                        | ●     |                | ●                          |                 |
|             | 河 合 和 宏 | ●    |       |                        | ●     |                | ●                          |                 |
|             | 田 村 恵 子 |      |       |                        |       |                | ●                          |                 |

(ご参考) 執行役員の状況 (2020年12月31日現在)

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担 当                              |
|-----------------|---------|----------------------------------|
| 執 行 役 員         | 斎 藤 誠 司 | 生産技術本部 副本部長                      |
| 執 行 役 員         | 緒 方 利 明 | 黒金化成株式会社 出向 (代表取締役社長)            |
| 執 行 役 員         | 中 橋 彰 夫 | 千葉工場長                            |
| 執 行 役 員         | 近 藤 佳 明 | 四日市工場長                           |
| 執 行 役 員         | 清 水 英 樹 | コーポレート担当 (事業戦略、購買)               |
| 執 行 役 員         | 高 橋 功   | コーポレート担当 (人事、法務、総務、IT)<br>経営管理部長 |
| 執 行 役 員         | 上 村 朗   | コーポレート担当 (財務、広報、IR)<br>財務部長      |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## ②取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

|           | 員 数 (名) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |        |        | 報酬等の総額<br>(百万円) |
|-----------|---------|------------------|--------|--------|-----------------|
|           |         | 金銭報酬             |        | 株式報酬   |                 |
|           |         | 固定報酬             | 業績連動報酬 | 業績連動報酬 |                 |
| 取 締 役     | 10      | 109              | 37     | 9      | 156             |
| (うち社外取締役) | (4)     | (21)             | (－)    | (－)    | (21)            |
| 監 査 役     | 5       | 33               | －      | －      | 33              |
| (うち社外監査役) | (4)     | (13)             | (－)    | (－)    | (13)            |
| 合 計       | 15      | 143              | 37     | 9      | 190             |
| (うち社外役員)  | (8)     | (35)             | (－)    | (－)    | (35)            |

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株式報酬については、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議において導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

### a. 業績連動報酬等に関する事項

#### ・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性や効率性の向上に努めており、取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬においては、当社の事業特性等を踏まえ連結EBITDA（＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却費）を指標としています。

#### ・業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役（社外取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬及び株式報酬それぞれに導入しています。金銭報酬における業績連動報酬は、連結EBITDAの年度予算達成率、過去5年平均達成率を用いて算出しております。その具体的な支給にあたっては、固定報酬との合計額を金銭報酬の年額として、12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしております。

株式報酬である業績連動報酬につきましては、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (＝Board Benefit Trust) )」を導入しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当該制度においては、連結営業利益で黒字を確保した場合に限ることを条件に、連結EBITDAの年度予算達成率を用いて算出して毎年3月にポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給します。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%について、「1ポイント＝1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイントの30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、取扱いの詳細は、取締役会で決定する「役員株式給付規程」において定めております。

・業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結EBITDAの推移は以下のとおりです。

|                | 第5期～第9期<br>平均値<br>(2014年12月期～2018年12月期) | 第10期<br>(2019年12月期) | 第11期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|----------------|-----------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 連結EBITDA (百万円) | 11,783                                  | 12,890              | 9,514                          |

b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬制度の内容は、上記「業績連動報酬等の額又は数の算定方法」に記載のとおりですが、当事業年度に係る報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に付与する上記ポイントは合計4,786ポイントとなりました。また、当事業年度において、2020年3月に退任した取締役1名に対し当社株式1,200株を交付しております。

c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

| 対 象 者                 | 報酬等の種類 | 限 度 額                            | 株 主 総 会 決 議                | 左記総会終<br>結時点の対<br>象者の員数 |
|-----------------------|--------|----------------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 取締役<br>(社外取締役<br>を含む) | 金銭報酬   | 年額200百万円以内<br>(ただし、使用人兼務分は含みません) | 2011年3月31日付の臨時株主総会         | 8名                      |
| 取締役<br>(社外取締役<br>を除く) | 株式報酬   | 3事業年度ごとに110百万円を<br>上限とした金銭を信託に拠出 | 2018年3月27日開催の第8回定時<br>株主総会 | 5名                      |
| 監査役                   | 金銭報酬   | 年額50百万円以内                        | 2011年3月31日付の臨時株主総会         | 3名                      |

d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会に対して、当社の取締役の報酬等の見直しの原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年1月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、以下を基本方針としています。

✓ 中長期的な業績向上と企業価値の増大への十分なインセンティブとなる

✓ 多様で優秀な人材を獲得できる競争力を有する

✓ 株主をはじめとするステークホルダーとの利害の共有を図る

取締役（社外取締役を除く。）の具体的な報酬は、固定報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬並びに信託型の業績連動型株式報酬で構成することとしています。報酬等の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等（以下、「経営者報酬調査」といいます。）を活用し、適正な水準に設定することとしています。

このうち金銭報酬の固定報酬は、取締役としての役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。また、金銭報酬の業績連動報酬等及び業績連動型株式報酬に関する方針は、上記「a. 業績連動報酬等に関する事項」及び「b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容」に記載のとおりです。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

e. 取締役の報酬等の種類別の割合

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、経営者報酬調査において当社と同程度の上場企業をベンチマークした報酬等を参考に、上位の役位ほど業績連動ウエイト、株式報酬ウエイトが高まる構成を基本としています。

具体的な内容は、任意の指名・報酬委員会が検討の上、取締役会に答申し、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、種類別の報酬割合を決定することとしています。

f. 第三者への委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、金銭報酬については、代表取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することとしています。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し、答申を得た上で、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

h. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2020年3月26日開催の取締役会において代表取締役社長 高橋理夫に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 出 席 状 況                        | 主 な 発 言 状 況                                     |
|---------|-------|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 宮 入 小夜子 | 社外取締役 | 取締役会 16 / 16回                  | 人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し<br>意見・提言を行いました。          |
| 土 屋 淳   | 社外取締役 | 取締役会 13 / 13回                  | 電子材料分野を中心に当社のビジネス全般に関し<br>意見・提言を行いました。          |
| 菊 池 祐 司 | 社外取締役 | 取締役会 13 / 13回                  | 弁護士としての専門知識に基づき、ガバナンス強<br>化に資する経営への意見・提言を行いました。 |
| 河 合 和 宏 | 社外監査役 | 取締役会 13 / 13回<br>監査役会 10 / 10回 | 金融機関等における長年の業務経験及び監査役の<br>経験と幅広い見識から発言を行いました。   |
| 田 村 恵 子 | 社外監査役 | 取締役会 13 / 13回<br>監査役会 10 / 10回 | 弁護士としての専門知識及び監査役の経験と幅広<br>い見識から発言を行いました。        |

(注) 社外取締役 土屋淳氏及び菊池祐司氏並びに社外監査役 河合和宏氏及び田村恵子氏は2020年3月26日開催の第10回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 35百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査職務執行状況及び報酬の算出根拠等の妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に関する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、黒金化成株式会社、KH Neochem Americas, Inc.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。その場合、取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に従い、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針につき取締役会において決議をしております。

その内容及び運用状況の概況は以下のとおりです。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令及び定款の遵守を経営の基本と考え、全ての事業活動においてその徹底に努め、企業倫理の教育・啓発活動等を実施する。
- ②内部通報制度や監査組織を整備し、法令や社内ルールに違反する行為の未然防止を図る。

#### 【運用状況】

- ・企業活動における全ての姿勢・行動の基本をコンプライアンスと捉え、当社グループ共通の行動原則として「コンプライアンス・コード」を制定・公表し、子会社も含め、これを遵守する体制を整えております。
- ・「コンプライアンス・コード」を補足し、より内容を明確にした各種「ポリシー」を定め、これら行動原則を実践することで、コンプライアンスの遵守に努めております。
- ・コンプライアンス違反事案に一定の独立性をもって迅速に対応するために、コンプライアンス担当役員を設置しております。
- ・執行役員及び部門長等で構成されるコンプライアンス推進会議において、全社におけるコンプライアンス課題や改善施策を年2回議論し、その内容を職場レベルに落とし込むことで使用人の教育・啓発に努めております。
- ・使用人に対して、関係法令や社内外のルール等を周知徹底するために、各種研修に加え、強化期間としてコンプライアンスウィークを設定し集中して施策を実施することで、よりコンプライアンス意識の向上を図っております。
- ・コンプライアンス意識の向上のために、5C Credoを定め、役員及び使用人に対し、クレドカード（コンプライアンスカードを含む。）を配布し、周知徹底を行っております。
- ・財務報告に係る内部統制を評価し、その有効性を確認した報告書を提出しております。
- ・内部通報制度として社外を含む複数のホットラインを設置し、問題の未然防止を図るとともに、違反事案について厳格に対応し、また、適時改善に努めております。また、各種研修、ポスター及び社内イントラへの掲載等を通じ、内部通報制度の周知を行っております。
- ・監査室が独立した立場から、監査計画を策定し、同計画に基づき内部監査を実施しております。また、各部署は監査室から指摘された課題に対し速やかに改善報告の提出まで行うサイクルを構築しており、実効性のある内部監査体制の整備、運用に努めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理対象情報及び管理組織を明確化し、規程等の定めに従って適切に保存及び管理を行う。

### 【運用状況】

- ・業務執行に係る情報については、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」等のポリシー・各種規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ・執行役員及び部門長等で構成される情報セキュリティ推進会議において、全社における情報セキュリティの改善施策を年1回議論し、その内容を職場レベルに落とし込むことで使用人の教育・啓発に努めております
- ・未公表の重要情報については、「インサイダー取引防止規程」において、その管理体制と役員及び使用人の株式の売買等に関する行動基準を定め、適切に情報を取り扱うとともに、違反した場合には厳格に対処することにしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険の管理については、取締役会において会社全体の経営上想定されるリスクを把握し、評価する。
- ②各部署は所管するリスクの識別・分析・評価・対応を行う。

### 【運用状況】

- ・年金運用資産につきアセットオーナーとして運用委託機関のスチュワードシップ活動をモニタリングしております。
- ・政策保有上場株式について、取引主管部署や財務担当部署等において、財務状況やコンプライアンスの状況のみならず、定量的な観点での資本コストとの比較のほか、継続保有メリット、保有経緯等の定性的な観点も含め検証を実施した上で、取締役会に報告し、年に2回、取締役会において協議・検証を行っております。
- ・「リスク管理規程」を定め、各部署が所管する業務に係るリスクを収集し、分析・評価を行い、毎年、リスク台帳を更新しております。また、適宜対策を講じることでリスク低減及び顕在化防止に努めております。
- ・当社におけるリスク管理の所管部署が、リスク台帳に記載のリスクについてモニタリングを行い、一定の基準を超えるリスクについては、年1回、取締役会に報告しております。
- ・緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業継続や復旧を図るため、事業継続マネジメント（BCM）基本方針を定め、これに基づき各事業場で事業継続計画（BCP）を整備しております。
- ・当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、取締役をトップとした関連部署から構成される対策本部を設置し、適切な感染対策を実施しながら事業継続に努めるとともに、当社の状況について取締役会に適宜報告しました。また、取締役会においてビジネスへの影響を確認し、必要な対策を実施しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われるために、職務権限を定め業績目標を設定し、諸施策を実行する。
- ②その進捗状況や結果については定期的にレビューを行う。

【運用状況】

- ・ VISION 2030及び中期経営計画を定め、諸施策を実行するとともに、これらに関する取締役の職務の執行状況について、取締役会でモニタリングしております。
- ・ 原則として毎月開催される取締役会で、年度予算及び施策の進捗等が報告され、多面的な検討を行い、必要な対策を講じております。
- ・ 「取締役会規程」や「経営会議規程」、「決裁規程」等で取締役会の決議事項や職務権限を定め、規程に沿った運用を行っております。なお、当事業年度には取締役が職務を効率的に行うために、職務権限を見直し、「決裁規程」等を改正しました。
- ・ 取締役会の実効性向上のために、第三者機関を活用し、取締役会メンバーにおいて分析・議論・評価を行い、具体的な改善策を実施しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社を管理するための社内規程を制定し、業務執行に関する責任及び権限を規定するとともに、内部監査部門による監査を実施する。

【運用状況】

- ・ 「関係会社管理規程」を定め、子会社を所管する部署の役割を明確化し、子会社に適宜報告をさせることで、経営状況の適切な把握に努めております。
- ・ 重要な子会社に対し、法令の制定や改正等必要に応じて、規程の整備や改正を指示しております。
- ・ コンプライアンス推進会議又は子会社月次報告を通じて、コンプライアンス違反事案について、グループ会社間相互で情報共有し、その改善策について協議の上、対応しております。
- ・ 重要な子会社において、コンプライアンス意識の向上のため、当社が協力して、コンプライアンス研修を実施しております。
- ・ 重要な子会社に、代表取締役社長をはじめ、役員として、当社役員や使用人を派遣又は出向させ、適切な指導及び監督を行うとともに、監査室が内部監査を実施する等、企業集団全体での適切な管理・運営を推進しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を遂行するために補助要員が必要な場合、使用人若干名に、監査役の職務の補助機能を担当させる。その場合、当該業務においては取締役ではなく監査役がその使用人を指揮・監督する。

【運用状況】

- ・ 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、速やかにこれに対応いたします。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。特に、法令もしくは定款に違反する行為及び会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、又はそのおそれを発見した場合は、遅滞なく監査役に報告を行う。

【運用状況】

- ・ 監査役に対し、取締役会の議案及び報告事項等に関し、会議開催前に情報提供や説明を行っております。
- ・ 常勤監査役がコンプライアンス推進会議及び情報セキュリティ推進会議に出席しております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、所管する子会社の情報を収集した上で、適宜、必要な情報を常勤監査役に提供しております。
- ・ 常勤監査役は、社外監査役に対して、適宜、必要な情報を共有しております。

- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人から監査役への報告については、法令等に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

【運用状況】

- ・ 内部通報制度として、「常勤監査役ホットライン」を設置しております。また、他の窓口とともに周知を行っており、その対応において、秘密を厳守し連絡者の不利益な取扱いをしないことを約し、その徹底に努めております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況】

- ・ 監査役が前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は内部監査組織等と連携して監査を実施することができる。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ適宜必要な情報提供を行う。

【運用状況】

- ・ 監査役と監査室が毎月連絡会を行い、監査活動計画・監査活動の振返り等の情報を共有しております。また、より実効性のある監査を実施するため、必要に応じ、監査役は監査室、経理部と連携して監査を行っております。
- ・ 監査室から監査役に対し内部監査結果についての報告書を提出しております。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、適宜必要な情報の提供に努めております。

## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                      |               |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>43,938</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>35,206</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 9,066         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 14,263        |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 22,058        | 短 期 借 入 金                    | 10,550        |
| 商 品 及 び 製 品            | 8,278         | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金    | 2,400         |
| 仕 掛 品                  | 309           | リ ー ス 債 務                    | 4             |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 2,133         | 未 払 金                        | 6,215         |
| そ の 他                  | 2,098         | 未 払 法 人 税 等                  | 650           |
| 貸 倒 引 当 金              | △6            | 修 繕 引 当 金                    | 528           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>51,570</b> | そ の 他                        | 594           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>39,037</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>14,418</b> |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 6,339         | 社 債                          | 5,000         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 12,324        | 長 期 借 入 金                    | 3,250         |
| 土 地                    | 17,549        | リ ー ス 債 務                    | 259           |
| リ ー ス 資 産              | 215           | 繰 延 税 金 負 債                  | 2,422         |
| 建 設 仮 勘 定              | 848           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 2,568         |
| そ の 他                  | 1,760         | 修 繕 引 当 金                    | 659           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,913</b>  | そ の 他                        | 258           |
| の れ ん                  | 1,378         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>49,624</b> |
| そ の 他                  | 535           | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>10,620</b> | <b>株 主 資 本</b>               | <b>42,305</b> |
| 投 資 有 価 証 券            | 8,292         | 資 本 金                        | 8,855         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 1,523         | 資 本 剰 余 金                    | 6,140         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 109           | 利 益 剰 余 金                    | 27,379        |
| そ の 他                  | 696           | 自 己 株 式                      | △69           |
| 貸 倒 引 当 金              | △1            | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,074</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>95,508</b> | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 1,162         |
|                        |               | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 0             |
|                        |               | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 70            |
|                        |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △158          |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>2,504</b>  |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>45,884</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>95,508</b> |

注：記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 77,332 |
| 売上原価            |       | 61,187 |
| 売上総利益           |       | 16,144 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 10,501 |
| 営業利益            |       | 5,642  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 168   |        |
| 持分法による投資利益      | 132   |        |
| 受取補償金           | 143   |        |
| 環境対策引当金戻入額      | 94    |        |
| その他の            | 257   | 795    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 80    |        |
| 固定資産処分損         | 534   |        |
| 割増退職金           | 106   |        |
| その他の            | 90    | 811    |
| 経常利益            |       | 5,627  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 5,627  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,074 |        |
| 法人税等調整額         | 406   | 1,481  |
| 当期純利益           |       | 4,145  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 99     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,046  |

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>40,877</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>35,716</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,763         | 買 掛 金                    | 13,340        |
| 売 掛 金                  | 21,801        | 短 期 借 入 金                | 12,350        |
| 商 品 及 び 製 品            | 7,104         | 1年内返済予定の長期借入金            | 2,400         |
| 仕 掛 品                  | 248           | リ ー ス 債 務                | 4             |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 1,926         | 未 払 金                    | 6,022         |
| 未 収 入 金                | 1,938         | 未 払 法 人 税 等              | 566           |
| そ の 他                  | 94            | 預 り 金                    | 305           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>49,185</b> | 修 繕 引 当 金                | 528           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>34,160</b> | そ の 他                    | 198           |
| 建 物                    | 1,524         | <b>固 定 負 債</b>           | <b>13,805</b> |
| 構 築 物                  | 2,697         | 社 債                      | 5,000         |
| 機 械 及 び 装 置            | 10,710        | 長 期 借 入 金                | 3,250         |
| 車 両 運 搬 具              | 1             | リ ー ス 債 務                | 259           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 416           | 繰 延 税 金 負 債              | 2,507         |
| 土 地                    | 16,628        | 退 職 給 付 引 当 金            | 2,009         |
| リ ー ス 資 産              | 215           | 修 繕 引 当 金                | 659           |
| 建 設 仮 勘 定              | 838           | 資 産 除 去 債 務              | 50            |
| そ の 他                  | 1,127         | そ の 他                    | 68            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,877</b>  | <b>負 債 合 計</b>           | <b>49,521</b> |
| の れ ん                  | 1,378         | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 495           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>39,378</b> |
| そ の 他                  | 3             | 資 本 金                    | 8,855         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>13,146</b> | 資 本 剰 余 金                | 5,355         |
| 投 資 有 価 証 券            | 6,834         | 資 本 準 備 金                | 5,355         |
| 関 係 会 社 株 式            | 4,321         | 利 益 剰 余 金                | 25,237        |
| 前 払 年 金 費 用            | 1,556         | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 25,237        |
| そ の 他                  | 434           | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 25,237        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>90,062</b> | 自 己 株 式                  | △69           |
|                        |               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>1,162</b>  |
|                        |               | その他有価証券評価差額金             | 1,162         |
|                        |               | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益            | 0             |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>40,541</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>90,062</b> |

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2020年 1 月 1 日から )  
( 2020年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 70,845 |
| 売上原価         | 56,283 |
| 売上総利益        | 14,561 |
| 販売費及び一般管理費   | 9,422  |
| 営業利益         | 5,138  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 535    |
| 受取補償金        | 143    |
| 環境対策引当金戻入額   | 94     |
| その他          | 188    |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 82     |
| 固定資産処分損      | 527    |
| 割増退職金        | 106    |
| その他          | 84     |
| 経常利益         | 5,298  |
| 税引前当期純利益     | 5,298  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 875    |
| 法人税等調整額      | 415    |
| 当期純利益        | 4,007  |

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
東 京 事 務 所

|                         |       |     |       |
|-------------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 奥 津 | 佳 樹 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 歌   | 健 至 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社 の 2020 年 1 月 1 日 から 2020 年 12 月 31 日 までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社 及 び 連 結 子 会 社 か ら な る 企 業 集 団 の 当 該 連 結 計 算 書 類 に 係 る 期 間 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況 を、全 体 の 重 要 な 点 に お い て 適 正 に 表 示 し て い る も の と 認 め る。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
東 京 事 務 所

|                         |       |     |       |
|-------------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 奥 津 | 佳 樹 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 歌   | 健 至 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社 の 2020 年 1 月 1 日 から 2020 年 12 月 31 日 までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社    監 査 役 会  
常 勤 監 査 役   大   戸   徳   男   ㊞  
社 外 監 査 役   河   合   和   宏   ㊞  
社 外 監 査 役   田   村   恵   子   ㊞

以 上

# 株主総会会場ご案内図

日 時

**2021年3月23日（火曜日）**  
**午前10時**（受付開始：午前9時）

会 場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
**COREDO室町1（コレド室町1）**  
**日本橋三井ホール（受付：4階）**  
TEL 03-5200-3210

※本年より会場が変更になりましたのでご注意ください。



交  
通

**三越前駅**  
A6出口横  
直結

東京メトロ  
銀座線

東京メトロ  
半蔵門線

**新日本橋駅**  
地下道  
直結

JR  
総武線快速

新型コロナウイルス感染症の  
拡大防止のため、本定時株主総  
会につきましては、極力、書面  
又はインターネット等により  
事前に議決権を行使いただき、  
株主様の健康状態にかかわらず  
株主総会当日のご来場をお控え  
いただきますよう、ご理解と  
ご協力をお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。